

1-1 アルペンスキー競技 実施要項

1. 趣旨

この要項は、全国ろうあ者冬季体育大会開催要項に基づき開催するアルペンスキー競技の実施に必要な事項を定める。

2. 名称

アルペンスキー競技とする。

3. 種目

競技種目は次の2種類とする。

- ① 大回転
- ② 回転

4. クラス

クラスは次の通りとする。(年齢は開催年の1月1日現時点)

【男子の部】	1部	34歳以下
	2部	35歳以上～49歳以下
	3部	50歳以上

【女子の部】	1部	39歳以下
	2部	40歳以上

5. 期間

競技の期間は2日間を原則とするが、天候の状況等の特別な事情を考慮し、1日に短縮することがある。

6. 競技規則

別紙運営規則、競技規則を適用する他は、(公財)全日本スキー連盟(以降、SAJと呼ぶ)競技規則最新版に準ずる。

7. 出場資格

全国ろうあ者冬季体育大会開催要項による。

8. 競技方法

- ① SAJ競技規則による。但し、別紙の競技規則に定められたものが優先する。
- ② 大回転、回転とも男女別2本とし、1本目と2本目の合計タイムで順位を決定する。
- ③ スタート順は男女別に高齢のクラスからとし、それぞれのクラス内でビブ順とする。但し、2本目については別紙競技ルールによるリバーススタートとする。

9. 表彰

全国ろうあ者冬季体育大会開催要項による。

10. チームキャプテン会議

- ① 競技開始の前日にチームキャプテン会議を行う。
- ② タイムスケジュール、コースプロファイル、競技ルールの説明や競技に関する注意事項等の確認を行う。
- ③ チームキャプテン会議出席者は、加盟団体のチームキャプテン、コーチの各1名とする。但し、選手がこれらを兼任することを認める。
- ④ ビブを配布する。
- ⑤ 一般選手の発言は認めないが、傍聴は認める。

11. その他

- ① 応急措置については、応急手当のみ行いその他責任を負わない。
- ② 競技者は、安全のためクラッシュヘルメット及びスキーストッパーを必ず着用すること。
- ③ 天候不順の場合は、ジュリー会議の決定によりこれまでに成立した競技種目の終了をもって競技の成立とする。
- ④ その他の事項については、当該年度の大会申合せ事項による。

- ・ 2005年 2月27日 第7回全国委員会で一部改正
- ・ 2006年11月11日 第4回スポーツ委員会本委員会で全面改正
- ・ 2009年10月 2日 書面スポーツ委員会本委員会で一部改正
- ・ 2021年12月 2日 書面スポーツ委員会で一部改正

【本大会申合せ事項】

なし

1-2 アルペンスキー競技 運営規則

1. 競技運営にあたって、競技委員会及びジュリーを置く。

- (1) 競技委員会は、競技バーンの選定、準備、進行等のすべての技術的事項を扱い、メンバーは、競技委員長、コース係長、主審、スタート審判、フィニッシュ審判、計時計算係長、セクレタリーとする。
- (2) ジュリーは、競技実施上の責任を有し、メンバーは、技術代表、競技委員長、コース係長、主審とし、必要に応じてジュリー会議を適宜行う。

2. ジュリー会議及びジュリーの任務

ジュリー会議及びジュリーの任務は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 選手の参加資格の確認
- (2) 競技コース基準及び整備状況の確認並びに危険予防措置の点検
- (3) 現地医療機関、応急措置、現地パトロールとの連絡手段等の点検
- (4) スタート、フィニッシュエリアとアウトラインの点検
- (5) 競技コースに整備不良、安全対策の不備、選手に危険をもたらす気象の変化が生じたとき等について協議し、中止・中断・日程短縮を決定する。
- (6) 正規の手続きによる抗議があった場合は、審議し、取扱を決定する。

3. 技術代表

技術代表は（一財）全日本ろうあ連盟スポーツ委員会より委嘱された技術委員とし、主催側の公式な代表として次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 競技の運営責任者として、競技運営の指揮をとる。
- (2) 競技委員会と協議し決定した事柄について、（一財）全日本ろうあ連盟スポーツ委員会に報告する。
- (3) 大会全体及び競技の準備状況を把握する。
- (4) 競技委員会、実行委員会との連絡を密にし、競技規則に従い、公正・円滑に実施されているかを監視する。
- (5) チームキャプテン会議の議長となり、裁決を必要とするとき賛否同数の場合は決定権がある。
- (6) 競技の運営に極めて危険な条件が生じ緊急を要する場合は、他のジュリーメンバーに相談できなくとも、中断もしくは中止することができる。
- (7) 体力的・技術的に出場することが危険と認められる選手を除外するようチームキャプテン会議に提案する権利を有する。
- (8) 競技コースの視察及び最終確認を行う。
- (9) 公式成績の認証及び問題点等について（一財）全日本ろうあ連盟スポーツ委員会に報告する。
- (10) 公式成績の発表ならびに表彰状の授与を行う。

4. 競技委員長

競技委員長は、競技主管の中から選び、全競技役員の業務を指揮監督者として、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) S A J 競技ルールに準じて競技委員会を設ける。
- (2) 技術代表と協議し、技術的な問題を検討する。
- (3) 準備から競技会終了まで円滑な競技運営上の責任を有する。
- (4) スタート審判、記録係の指揮及び調整を行い競技進行について責任を有する。

5. コース係長

コース係長は、開催地のゲレンデと雪の状況を熟知し、競技委員会及びジュリーの指示に従って、競技バーンを準備する責任を有する。

6. スタート審判

スタート審判は、スタート10分前に選手を集合させ点呼を行い、次の各号に掲げる事項の点検、確認、措置等を行う。

- (1) 選手のビブ確認、服装及びスキー用具を点検する。
- (2) フィニッシュ審判のスタート合図を確認し、選手をスタートさせる。
- (3) 選手の遅延スタート、不正スタートの判定をする。
- (4) 遅刻した選手のスタートについて、その措置を決める。

7. セクレタリー

セクレタリーは、競技運営上の庶務事項全般の責任を有し、実行委員会の中から選び、次の各号に掲げる集計を行う。

- (1) ジュリー会議、競技委員会及びチームキャプテン会議の議事録の作成
- (2) トランシーバー、記録用紙等の準備
- (3) 公式掲示及び成績の掲示
- (4) 選手の抗議に関する事項及び抗議の受理

8. 競技コースの設定

(1) 大回転

標高差 250m～400m

この標高差のあるコースを容易にとれないスキー場では、大回転コースの標高差を例外的に最低200mとすることができる。

(2) 回転

標高差 120m～200m

この標高差のあるコースを容易にとれないスキー場では、回転コースの標高差を例外的に最低100mとすることができる。

9. その他

その他競技運営に支障をきたす恐れがあると認めるときは、技術代表、競技委員長、実行委員長と合議の上、特例を適用することができる。

1-3 アルペンスキー競技 競技規則

1. 用具、用品

- (1) 選手が競技において使用する用具・用品は、SAJ公式用品委員会に認定された用具・用品を使用しなければならない。
- (2) 用具・用品に表示される商標及び社名は、SAJ規定によるもの以外は認めない。なお、上記規制範囲は、コールを受けるときからゴールまでとする。
- (3) プレートは市販商品の正常な使用法に限る。改造もしくは複数商品を複合した使用法は認めない。
- (4) 制限滑降におけるスキープレートおよびブーツソール並びにスキーのサイズおよびサイドカーブの制限は、SAJルールに準拠していることが望ましい。

2. ドロー

ドローは次の各号に掲げる要領により実行委員会で行う。

- (1) ドローは男女別に前年度大会の成績を基準にしたポイントを組み合わせたグループドローとする。
- (2) 前年度大会の同競技種目に出場した選手を優先してドローする。但し、前年度の成績の上位50%以内を第1グループ、それ以外を第2グループに分け、第1、第2グループの順にドローを行い、スタート順位を決定する。但し、成績が同位の場合は第1グループに入れるものとする。
- (3) 前年度の大会に出場しなかった選手は、第3グループとし、前項の第1、第2グループのドローが終了した後に残りの順位枠についてドローを行う。但し、ドローは加盟団体毎とし、申込順に行う。

3. 2本目のセッティング

- (1) 天候により2本目の競技時間が不足すると判断した時は、SAJ競技規則第806-1、906-1「2本の滑走」によらず、コースセッティングを1本目と同じにすることができる。

4. 2本目の制限

- (2) 1本目で失格もしくは途中棄権した選手は2本目に出場できない。
- (3) 天候により2本目の競技時間が不足すると判断した時は、SAJ競技規則第806-2「2回目の制限」に基づき、2本目出場者を1本目の成績の上位順に25名以内に制限することができる。

5. 2本目のスタート順

SAJ競技規則第621-11「2本目のスタート順」に基づき、次のとおりに定める。

- (1) 同競技種目で、1本目の成績上位15位までをリバーススタートとし、16位以下は1本目の成績順にスタートする。但し、15位が2名以上の場合は、1本目のスタート順と同順とする。
- (2) 競技者が15名に満たない場合は、2本目も同じ人数をリバースする。

6. コースインスペクション

コースインスペクションは、次の各号に掲げる要領により行う。

- (1) 選手がインスペクションでコース内に入る場合は、必ずビブを外側に着用すること。

- (2) 選手以外の競技スタッフ（監督、コーチ等）がコース内に立ち入る場合は、実行委員会交付のネームプレートもしくはゼッケンを着用しなければならない。
- (3) 必要に応じて、公式トレーニングを行うことができる。

7. 抗議

抗議は監督またはコーチが書類をもって、セクレタリーに提出する。ただし、急を要する場合は、当該コートの主審に申し出ることができる。

8. その他

その他必要がある事項は別途定め、チームキャプテン会議に提案、承認を仰ぐ。